

信用金庫法施行規則等に基づく開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条の準用）等に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。信用金庫法施行規則に定められた開示項目は以下のページに掲載しています。

◎単体ベースの項目（信金法施行規則第132条）

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
イ 事業の組織	34
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	35
ハ 会計監査人の氏名又は名称	35
ニ 事務所の名称及び所在地	25～26
2. 金庫の主要な事業の内容	27～33
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
イ 直近の事業年度における事業の概況	5～6
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	41
(1) 経常収益	
(2) 経常利益	
(3) 当期純利益	
(4) 出資総額及び出資総口数	
(5) 純資産額	
(6) 総資産額	
(7) 預金積金残高	
(8) 貸出金残高	
(9) 有価証券残高	
(10) 単体自己資本比率	
(11) 出資に対する配当金	
(12) 役員数	
(13) 職員数	
(14) 会員数	
ハ 直近の2事業年度における事業の状況	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	
① 業務粗利益及び業務粗利益率	41
② 資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	41
③ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	42
④ 受取利息及び支払利息の増減	42
⑤ 総資産経常利益率	41
⑥ 総資産当期純利益率	41
(2) 預金に関する指標	
① 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	42
② 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	42
(3) 貸出金等に関する指標	
① 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	43
② 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	43
③ 使途別の貸出金残高	43
④ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	43
⑤ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	43
⑥ 預貸率の期末値及び期中平均値	44
(4) 有価証券に関する指標	
① 商品有価証券・有価証券の種類別の平均残高	45
② 有価証券の種類別の残存期間別の残高	45
③ 預証率の期末値及び期中平均値	46
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
イ リスク管理の体制	17～20
ロ 法令遵守の体制	21～22
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	13～16
ニ 金融ADR制度への対応	22
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	37～40
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	44

(1) 破綻先債権に該当する貸出金	
(2) 延滞債権に該当する貸出金	
(3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
ハ 自己資本の充実の状況	48～53
ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	46～47
(2) 金銭の信託	47
(3) 規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ等取引）	47
ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	44
ヘ 貸出金償却の額	44
ト 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている旨	38
チ 平成28年度における財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認	38
6. 報酬等に関する事項	54

◎連結ベースの項目（信金法施行規則第133条）

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
イ 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	55
ロ 金庫の子会社等に関する事項	55
(1) 名称	
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	
(3) 資本金又は出資金	
(4) 事業の内容	
(5) 設立年月日	
(6) 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合	
(7) 子会社等が保有する子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合	
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
イ 直近の事業年度における事業の概況	55
ロ 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況	55
(1) 連結経常収益	
(2) 連結経常利益	
(3) 親会社株主に帰属する当期純利益	
(4) 連結純資産額	
(5) 連結総資産額	
(6) 連結自己資本比率	
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項	
イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	56～58
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	62
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	
(2) 延滞債権に該当する貸出金	
(3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
ハ 自己資本の充実の状況	59～62
ニ 事業の種類別セグメント情報	55

◎金融再生法により開示する項目

金融再生法開示債権額及び同債権に対する保全状況	45
-------------------------	----

◎任意開示項目

1 地域密着型金融に関する取組み	11～16
2 地域貢献への取組み	7～10
3 総代会について	23～24
4 貸付条件の変更等の実施状況	16
5 経営者保証に関するガイドラインの活用状況	15